

「釧路市財政健全化推進プラン」により

財政の健全化に取り組みます！

これまで「広報くしろ」や「市政懇談会」などでお知らせしてきた財政の健全化に向けた取り組みについて、経常的な収支不足を解消するとともに、釧路市土地開発公社および株式会社釧路振興公社の抱える多額の負債を整理し、将来的な市の財政に与える大きな不安を解消するため、このたび『釧路市財政健全化推進プラン』（以下「財政健全化プラン」といいます）を策定しました。

今回は、財政健全化プランによる取り組み内容について、お知らせします。

1 収支不足の解消について

A 経常的な収支不足
約119億円

平成18年から取り組みを進めてきた「集中改革プラン」では、市民の皆さんのご協力をいただきながら、経常的な収支不足額の解消に向けて努力を進めてきました。

しかし、その後の景気低迷や、企業会計の健全化のための繰出金の増加など、さまざまな要因によって収支不足額が拡大し、今後も収支不足の状態が続くものと見込まれます。

B 第三セクターの処理費用
約146億円

市の第三セクターである釧路市土地開発公社と株式会社釧路振興公社は、地価の下落や土地の長期保有により、土地取得時の金融機関からの借入金の金利増などの影響を受け、経営が厳しい状態となっています。

このため、国の時限的措置である「第三セクター等改革推進債」を活用し、両公社を解散・清算します。

AとBの合計 約265億円 を今後16年で解消

財政健全化プランは、平成23年度から平成38年度までの16年間について策定することとし、平成23年度から平成27年度までの当初の5年間については「集中取組期間」として、財政健全化に向けた集中的な取り組みを行います。

釧路市財政の将来的な負担と不安を解消するため「財政健全化プラン」によって、財政の健全化に取り組みます！



2 主な取り組み事項について

①事務事業等の見直し

効果額
約106億円

うち市役所内部の経費の削減分
約18億円

まず、市役所内部の努力による経費の節減に取り組むこととし、あらゆる角度から聖域のない見直しを行います。

市民サービスの見直しに当たっては、道内他都市では実施していないものの、時代状況の変化に対応していないもの、民間でも担うことが可能なものなどの総点検を行い、市民にとって真に有益で、効率的・効果的なものとなるよう見直しを行います。

【※見直しを検討している主な事務事業等は7ページに掲載】

②使用料、手数料等の見直し

効果額
約18億円

○基本的に、おおむね15%の改定を行います。
○一部については他都市並みの水準へ改定を行います。

【※見直しを検討している主な使用料、手数料等は6・7ページに掲載】

③公共施設の見直し

効果額
約8億円

○施設の老朽化の状況や施設の必要性、事業効果等を踏まえ、施設の廃止や統合等の検討を進めていきます。

④公債費の抑制

効果額
約24億円

○道路の維持補修や各種施設の修繕などの経費については、必要性・緊急性や費用対効果などによる優先順位を十分に見極めながら整備を行うこととし、市債発行（建設事業等を行うための借り入れ）を抑制することで、公債費（借金の返済額）を減らしていきます。

⑤議会改革による効果

効果額
約8億円

○平成23年4月の市議会議員選挙時からの議員定数の削減や、議長専用公用車の廃止などによる効果が見込まれます。

⑥総人件費の抑制

効果額
約123億円

○将来の人口減少（平成29年度で約16万人と推計）を見据え、平成29年度までに職員数を210人削減する目標を定めました。

○特別職および一般職の職員給与の削減を行います。

財政健全化プランによる主な取り組み事項のうち、市役所内部の経費などの削減分（①のうち約18億円、⑤の約8億円、⑥の約123億円）の合計額は約149億円となり、第三セクターの処理費用に対応できる金額となります。

また、上記以外の削減分の合計額約138億円によって、経常的な収支不足である約119億円に対応するとともに、将来の市民サービスに活用するための基金として積み立てるなど、健全な財政運営の実現に役立てていきます。



財政健全化プランによる取り組みについての住民説明会を開催します

市民であれば、どなたでも参加できます。
事前の申し込みは不要ですので、当日会場まで直接お越しください。

日 時	会 場
2月1日(火)	コア鳥取
2月2日(水)	コア大空
2月3日(木)	音別町コミュニティセンター
2月4日(金)	コアかがやき
2月8日(火)	阿寒町公民館

見直しを検討している主な事務事業等

事務事業等については、約600項目に及ぶ見直しを検討しています。そのうち、主な見直し検討内容について、下表に掲載しています。

これらの見直し検討項目については、今後の予算編成等を通じて、さらに内容等を精査することとしています。また、ここに掲載する事務事業以外についても、事業ごとに内容を精査し、予算編成等を通じて見直しを行っていきます。

番号	見直し検討内容
1	市役所本庁舎・第2庁舎の暖房期間の短縮（11月～5月中旬⇒11月～4月）
2	市民団体協働補助金の見直し（総額の縮減）
3	住宅用太陽光発電システム導入補助金の総額の縮減
4	生ごみ減量講習会の開催回数の見直し（年5回⇒年3回）
5	ぬくもり助成金の廃止
6	生きがい手帳の廃止。動物園等の優待施設の高齢者減免の申請方法の見直し（生きがい手帳以外の身分証明書の提示でも減免可能に）
7	老人クラブに係る福祉バス利用基準の厳格化
8	身体障害者福祉センターへの指定管理者制度導入（平成24年度～）
9	保育所保育料を国の徴収基準に合わせる。（第2子の保育料を半額徴収）
10	インフルエンザ予防接種費の見直し（医療機関への委託料単価の減額）
11	成人健康手帳を廃止し、希望者に血圧手帳を交付
12	通園方法等の変更により、療育センター施設通園バスの運行台数を見直し（3台⇒2台）
13	若年者就労促進事業の対象を新卒者世代を核とした若年層に見直し
14	販路拡大新分野開拓事業の終了
15	ビジネスサポートローンの廃止
16	現行氷まつりを新たな冬季イベントに切り替え見直し
17	海のフラワーポートづくり市民事業のあり方の見直し
18	空のフラワーポートづくり市民事業のあり方の見直し
19	錦町公衆トイレの開設期間の短縮（岸壁炉ばたの開催期間に合わせる）
20	公園の噴水の稼動時間の短縮
21	公園の非水洗トイレの一部廃止、水洗トイレの一部冬季閉鎖 鶴ヶ岱公園茶室の管理運営方法の見直し（平成24年度～）

見直しを検討している使用料・手数料等

主な対象事務（手数料）		
市税関係証明・閲覧 住民票等証明・閲覧 計量器定期検査 ごみ処理（家庭系自己搬入分） し尿処理	汚水処理 浄化槽清掃業許可申請 一般廃棄物処理業許可申請 動物飼養等許可申請 農業証明	建築確認申請 証明換地図等交付 高等学校証明書交付

主な対象施設（使用料等）	
福祉施設	鶴ヶ岱武道館 鳥取温水プール 鳥取ドーム 農業者トレーニングセンター 阿寒湖畔スポーツ広場 阿寒町総合運動公園施設 音別町森林体験交流センター「ティクル80」 音別町社会体育施設
文化施設	生涯学習センター「まなはっと幣舞」 美術館 こども遊学館（平成24年度～） 博物館 市民文化会館 動物園 丹頂鶴自然公園 鶴ヶ岱公園茶室「鶴翔庵」 サンライフ釧路 阿寒町公民館 阿寒国際ツルセンター、タンチョウ観察センター（平成24年度～） 音別町文化会館 音別町体験学習センター「こころみ」※体験学習料、食事料金を除く
スポーツ施設	柳町スピードスケート場 柳町アイスホッケー場 春採アイスアリーナ 釧路アイスアリーナ 湿原の風アリーナ釧路（平成25年度～） 大規模運動公園体育施設 富士見球場
コミュニティ施設	コミュニティセンター（コア鳥取・大空・かがやき） 市民活動センター「わっと」 生活館 阿寒町コミュニティ施設 音別町コミュニティセンター その他施設
観光・国際交流センター	山花公園オートキャンプ場 釧路工業技術センター※使用料、試験検査等手数料 火葬場（昇雲台斎場、阿寒町斎場、望洋苑斎場） 阿寒湖まりむ館 墓地（阿寒） 音別町憩いの森 音別町林業研修センター 墓地管理（音別） 農業用水道※料金 物揚場護岸 市が貸し付けている土地の貸地料 市が貸し付けている建物の貸家料

釧路市事業仕分けへの対応

平成22年8月28日に実施しました事業仕分けの対象となった14事業について、仕分け結果を受けた見直しなどの検討内容を下表に掲載しています。

これらの検討内容については、今後の予算編成等を通じて最終的な判断をすることとしています。

番号	検討内容	仕分け結果
1	移住促進事業～現行どおり	現行どおり
2	敬老祝金～現行の祝金を取りやめ、100歳のみ市長からの祝品を贈呈	見直し
3	湯治運動～市老人クラブ連合会の主体事業として実施することとし、事業内容の見直し	廃止（実施主体変更含む）
4	勤労青少年ホーム～類似施設への機能統合並びに有料化（平成24年度～）	見直し
5	都心部イルミネーション事業～直接的財政支援の見直し	廃止（実施主体変更含む）
6	フィットネスセンター～現状維持は困難と考える。その上で対応についてさまざま検討する。（平成24年度～）	廃止
7	米町ふるさと館～運営体制の見直し（平成24年度～）	見直し
8	産業クラスター創造研究推進事業～現行どおり	現行どおり
9	学校教育関係団体補助金～補助金の見直し	見直し
10	市立美術館（常設展、企画展）～開催経費の見直し、観覧料の改定（企画展の開催に係る経費の抑制等は平成24年度～）	見直し
11	市民文化会館芸術鑑賞事業補助金～現行どおり	現行どおり
12	学校開放事業～利用者の費用負担（平成24年度～）	見直し
13	アイスアリーナ（柳町、春採、釧路）～運営経費の見直し、使用料の改定	見直し
14	丹頂鶴園連施設（阿寒国際ツルセンター、タンチョウ保護増殖センター、丹頂鶴自然公園）～阿寒国際ツルセンターと鶴公園の指定管理の一元化（平成24年度～）	現行どおり

※「財政健全化プラン」および「見直しを検討している事務事業、使用料・手数料等の一覧」は、市ホームページ、市役所1階市政情報コーナー、各行政センター、各支所でご覧になれます。

問合先　【財政健全化プランについて】市役所財政健全化推進室（☎31-4592）
【事業仕分けについて】市役所企画課（☎31-4502）